



参考資料

1 安城市市民協働推進会議委員名簿

	氏 名	職 名	区 分
会長	加藤 勝美	安城市町内会長 連絡協議会会長	公共的団体
副会長	大参 斌	安城商工会議所専務理事	
	横山 松男	安城市ボランティア 連絡協議会会長	
	竹中 大輔 ^{*1} 山本 智志 ^{*2}	一般社団法人 安城青年会議所理事長	
	柴田 由美	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人材開発本部 総務部	企業
	山内 正幸	碧海信用金庫 理事執行役員総務部長	
	大野 裕史	特定非営利活動法人愛知ネット 副理事長	市民団体
	古濱 利枝子	特定非営利活動法人安城まちなの学校 事務局長	
	旭 多貴子	さんかく21・安城会長	
	草薙 玲子	安城生涯学習まちづくり企画人代表	
	小森 義史	あんねっと会長	
	池端 伸二	市民代表	市民公募
	神谷 美砂	市民代表	
	本田 和明	市民代表	
	昇 秀樹	名城大学教授	学識経験者

*1：平成24年11月1日～12月31日

(敬称略)

*2：平成25年1月1日～

2 策定経過

開催日等	事 項	内 容
平成24年7月6日	第1回PT ^{*3}	①協働に関する指針について ②策定スケジュール及び策定体制について ③安城市における市民協働をとりまく主な課題について ④市民活動団体及び町内会調査シートについて
9月6日	第2回PT	①市民活動団体及び町内会調査シートについて ②計画の目次構成（案）について ③安城市がめざす協働の姿と市民協働推進のための施策について
9月8日～	市民協働に関する調査シート	・町内会及び市民活動団体を対象に実施
10月17日	第3回PT	①市民活動団体調査及び町内会調査の結果概要について ②「第4章 市民協働推進のための施策」について ③「第5章 スタートアップ・プログラム」について
11月2日	第4回PT	①「第6章 計画の推進に向けて」について ②計画原案全般について
11月8日	第1回推進会議 ^{*4}	①市長あいさつ ②辞令交付 ③委員自己紹介 ④会長及び副会長の選出 ⑤市長諮問 ⑥議題 i) 安城市市民協働推進計画（案）について
11月30日	第5回PT	①市民協働推進計画修正案全般について

PT^{*3}：安城市市民協働推進計画策定プロジェクトチーム

推進会議^{*4}：安城市市民協働推進会議

開催日等	事 項	内 容
1 2 月 1 4 日	第 2 回推進会議	①あいさつ ②議題 i) 安城市市民協働推進計画（案）について ii) パブリックコメントについて
平成 2 5 年 1 月 4 日～ 2 月 2 日	パブリックコメント	
2 月 1 5 日	第 3 回推進会議	①あいさつ ②議題 i) 安城市市民協働推進計画（案）へのパブリックコメントに対する市の回答について ii) 安城市市民協働推進計画最終案について

3 安城市自治基本条例

安城市自治基本条例

平成21年10月1日安城市条例第24号

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自治の基本原則（第4条・第5条）

第3章 市民

第1節 市民の権利（第6条－第8条）

第2節 市民の責務（第9条）

第4章 議会（第10条・第11条）

第5章 市長その他の執行機関（第12条・第13条）

第6章 市民参加と協働（第14条－第19条）

第7章 市政運営（第20条－第25条）

第8章 条例の見直し（第26条）

附則

私たちのまち安城は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐくまれ、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。

私たちは、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産を大切にしながら、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。

そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。

私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安城市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関の責務を明らかにすることにより、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的と

します。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- （2）市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （3）市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。
- （4）協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。
- （5）まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- （6）コミュニティ 町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体をいいます。

第2章 自治の基本原則

（市民参加と協働の原則）

第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

（情報共有の原則）

第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

第3章 市民

第1節 市民の権利

（知る権利）

第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。

(市民参加の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。

(行政サービスを受ける権利)

第8条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。

第2節 市民の責務

第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。

2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。

3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。

4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。

5 市民は、安城市民憲章を尊重します。

第4章 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。

2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営を行います。

(議員の責務)

第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽^{さん}に努めます。

第5章 市長その他の執行機関

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。

(職員の責務)

第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。

2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。

第6章 市民参加と協働

(市民参加)

第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

(コミュニティ)

第15条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。

2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。

3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。

(連携)

第16条 市民は、まちづくりを推進するため、市内外の人々や団体と広く交流し、連携するよう努めます。

2 議会及び市長その他の執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。

(住民投票)

第17条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、その都度、別に条例で定めます。

3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

(危機管理)

第18条 市民は、日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え、安全に安心して生活するための手段を自ら講ずるよう努めます。

2 コミュニティは、市長及び他の団体と協力し、市民の安全で安心な生活に資する活動を行うよう努めます。

3 市長は、市民の安全を確保するため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関との協力を努めます。

(持続可能な社会の形成)

第19条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健

全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」といいます。）の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。

- 2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。

第7章 市政運営

（市政運営の基本）

第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。

- 2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。
- 3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。
- 4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。

（財政運営）

第21条 市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、健全な財政運営を行います。

- 2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。

（行政評価）

第22条 市長その他の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。

- 2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価などを行い、客観性の確保に努めます。

（行政手続）

第23条 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に行います。

（説明責任等）

第24条 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施及び評価の各過程において、その内容を市民にわかりやすく説明します。

- 2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。
- 3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実かつ迅速に応答します。

(情報公開及び個人情報の保護)

第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。

2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。

第8章 条例の見直し

第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。

2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 市長は、当分の間、この条例の目的及び内容について市民への周知を図るため、市民参加のもとに広報活動その他の活動を行うものとする。

4 安城市市民協働推進条例

安城市市民協働推進条例

平成24年9月27日安城市条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）の規定に基づき、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

(2) 市民活動 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。

）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(3) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。

(4) 地域団体 町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。

(5) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(6) 事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

(1) 互いに自立し、自主的に行動すること。

(2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。

(3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。

(4) 目標を共有し、その達成に努めること。

(5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。

(6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

(市の基本施策)

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 人材の育成に関すること。

(2) 活動場所の充実にに関すること。

(3) 財政的支援に関すること。

(4) 情報の収集及び提供に関すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(協働推進会議の設置)

第10条 市民協働の推進に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）を設置する。

2 協働推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、前項の規定により協働推進会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。

4 協働推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

5 安城市市民協働推進会議規則

安城市市民協働推進会議規則

平成24年9月27日安城市規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市市民協働推進条例（平成24年安城市条例第31号。以下「条例」という。）第10条第5項の規定に基づき、安城市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協働推進会議には、会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協働推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第3条 協働推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が協働推進会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 協働推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

安城市市民協働推進計画

（平成25年度～平成29年度）

平成25年3月

発行：安城市

編集：安城市市民生活部市民協働課

〒446-8501

愛知県安城市桜町18番23号

TEL：0566-71-2218（ダイヤルイン）

FAX：0566-76-1112

E-mail：kyodo@city.anjo.lg.jp